

糸島市補助金設計書

所管課 予防課

補助金名称	市女性防火クラブ連絡協議会補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市補助金等交付規則

【長期総合計画体系】

基本目標3_みんなの命と暮らしを守るまちづくり

政策2_消防・救急の充実

施策①_消防力の強化

1 補助の目的

住宅用火災警報器の普及啓発等の事業は「我が家と地域から火を出さない。家族を守り、人の命を守る、助ける」という女性防火クラブの設立目標に則しており、同啓発活動に補助金を交付することで、市民の火災予防、防災意識を高めることができるため、地域防災力の強化に繋がる。

2 成果指標

指標① 住宅用火災警報器設置率

目標値① 80 (単位) %

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

市民まつりや各行政区で行われる運動会等での住宅用火災警報器の普及活動。心肺蘇生法の研修会

【補助対象者】

市女性防火クラブ連絡協議会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

啓発活動、研修会活動等の事業における旅費、通信費、啓発用品購入費等

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 58.8 % 又は 分の

【補助限度額】 100,000 円

【積算根拠ほか】

グループの構成員6団体(48名)活動費1,400円×48=67,200円、研修会費12,800円、会議費10,000円、交通輸送費10,000円、啓発材料購入費70,000円

★本クラブは各クラブ員が住宅用火災警報器の設置率向上のため、ボランティアで活動している団体である。会費等の徴収は行っておらず、他団体からの助成金と本市の補助金で事業を実施している。住宅火災による人的、物的な被害の防止を目的としており、過去の火災事例で住宅用火災警報器による被害防止の奏功事例があり、本クラブの普及活動も火災予防に寄与している。よって補助率は高くなるが、火災被害の軽減及び未然防止を実現するため、妥当な補助率と判断している。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで